

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和7年2月25日

産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、株式会社北陽の産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。

1 処分対象者

名 称：株式会社北陽

代 表 者：代表取締役 小田切 健治

所 在 地：埼玉県上尾市柏座四丁目4番19号

許可の内容：産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）

許可番号：01110154739

2 処分内容

法第14条の3の2第1項第4号の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の許可取消処分

3 処分年月日

令和7年2月22日

4 処分理由

株式会社北陽は、令和6年10月18日にさいたま地方裁判所から破産手続開始の決定を受けた。

このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。